

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 29 日 (木)

令和6年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年2月29日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第10号 非農地証明願について
- 第3 議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第12号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君

欠席委員 10番 野中 清 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。14 番小澤昇委員、1 番石坂豊治委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番及び 2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は一括して行います。

1 番及び 2 番案件について、4 番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4 番（大竹孝一君） 議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 2 月 15 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、9 筆、いずれも現況畑、合計 1,737.39 m² でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

なお、譲受人は法人ですが、当法人は農地所有適格者法人のすべての要件を満たしていることを確認しております。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ライスセンターを整備する予定で、建設に至るまでは、ダイコン等の野菜を作付けする予定です。

本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 2 月 19 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、10筆、いずれも現況畠、合計1,772m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、枝豆、ほうれん草を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人71歳、従事日数350日、専業、配偶者67歳、従事日数150日、専業、子38歳、従事日数350日、専業でございます。

本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

～新任委員に対して、新たな用語の農地所有適格者法人に関する説明～

～農地所有適格者法人となるための要件及び当該法人が、その農地所有適格者法人にあたる各要件に関わる内容についての概略を説明～

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 譲渡人も法人だが、どのように取得したのか。同じように農地所有適格者法人なのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 譲渡人は、農地所有適格者法人ではありません。現況地目は農地だが、登記地目が農地ではないことから、所有権移転の登記をすることができたと思われます。

○13番（村越重芳君） ライスセンターを整備するためには、農地所有適格者法人だから作れるということはあるのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 聞くところによると補助金の適用を受けるためではないか。ライスセンターを整備するには相当な事業費がかかると聞いています。国や県の補助金の適用を受けるためには、農地所有適格者法人であることが前提条件となっています。

○13番（村越重芳君） 農地所有適格者法人であることから、市街化調整区域にあってもライスセンターが出来ると言うことですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 市街化調整区域における立地要件について心配されていると思いますが、農産物の加工用の施設については立地要件があります。このことから、今後、ライスセンターを建てるときに、農地法第4条の許可申請が出るものと思っています。

○12番（朝倉直芳君） ライスセンターの建物の青写真など、規模は決まっているのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 参考にしている実例はあるとのことですが、規模については、敷地面積における建築制限もある中で、試算検討しているところだと思います。

○議長（齋藤和子君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第10号、非農地証明願について、1番から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は一括して行います。1番案件は、14番小澤委員、2番及び3番案件は、4番大竹委員より報告をお願いいたします。

始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○14番（小澤昇君） 議案第10号、非農地証明願についてのうち1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和6年2月20日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、3筆、登記地目いずれも畠、合計238m²でございます。

申請理由としましては、当該地は10年以上前から宅地及び庭敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。

この事実を昭和55年12月2日の建築確認済証により、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建築物の敷地」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、2番及び3番案件について報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 2番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和6年2月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、登記地目畠、1,041m²でございます。

当該地は10年以上前から寺院の庫裡及び訪問者用の駐車場となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「境内地」に該当し、この事実を「全部事項証明書における建物登記」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしております。

続いて、3番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和6年2月19日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の申請地は、1筆、登記地目畠、116m²でございます。

当該地は10年以上前から宅地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を平成19年10月28日に撮影された国土地理院による「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件をすべて満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第10号、非農地証明願について、1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するに、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君）　日程第3、議案第11号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は一括して行います。

担当委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君）　議案第11号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番及び2番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畠、合計994m²でございます。

続いて、2番案件の利用権を設定する農地は、5筆、いずれも畠、合計2,811m²でございます。

権利の存続期間は、1番案件は令和6年3月1日から令和9年2月28日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

2番案件は令和6年3月1日から令和8年3月31日までとなり、新たに2年間の設定を行うものです。

権利の種類は、いずれも賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君）　ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）　両案件は、もともと利用権が設定された農地ですが、共有持ち分での権利設定でした。そのため、令和5年12月総会において、一旦、利用権の合意解約を行い、利用権の設定がない農地にし、さらに、第3条の規定に基づき、共有持ち分の交換による権利移転によって単独名義にするという2案件が提案され、承認されました。今回は、それぞれ単独名義となった同じ農地について、改めて、継続して、同じ借り手に利用権を設定するというものです。

○議長（齋藤和子君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第11号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番及び2番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第12号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番から8番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。1番案件は、区域3三橋委員、2番から8番案件は、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

始めに、1番案件について報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第12号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、991m²でございます。

権利の存続期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までとなり、更に3年間更新するものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、2番から8番案件について報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、2番から7番案件をご報告いたしますが、借り手はいずれも同じ法人になりますので、7番案件にて報告いたします。

～2番から7番案件について内容を説明～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畠、532m²でございます。

3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畠、383m²でございます。

4番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも田、合計1,821m²でございます。

5番案件の利用権を設定する農地は、6筆、田及び畠、合計2,999m²でございます。

6番案件の利用権を設定する農地は、9筆、田及び畑、合計4,243m²でございます。

7番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも田、合計1,849m²でございます。

いずれの案件も、権利の存続期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日まで、3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、いずれも使用貸借権でございます。

～8番案件について内容を説明～

続いて、8番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計2,353m²でございます。

権利の存続期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までとなり、新たに3年間設定するものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第12号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第13号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。14番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14番（小澤昇君） 議案第13号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

～案件について内容を説明～

本案は、被相続人が、令和5年4月24日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和6年2月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、8筆、合計2,805m²について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、8筆、いずれも現況畑、合計2,805m²につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、タマネギ、ネギが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、そのほか一式でございます。

労働力は、本人84歳、従事日数100日、専業、子59歳、従事日数50日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第13号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6から8、報告第4から6号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条、農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてまでを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6ページ、報告第4号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、1件いただいております。

続いて、7ページ、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、1番から6番案件となっております。

転用目的としましては、住宅敷地・駐車場・店舗敷地でございます。

続いて、8ページ、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、1番から8番案件となっております。

転用目的としましては、住宅敷地のほか、道路敷地でございます。

権利関係は、いずれも所有権移転となっております。

いずれの案件も届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分しております。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。 ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第4から6号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出、農地法第4条、農地法第5条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時45分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員